



様式第8号（第6条関係）

平成28年11月4日

薩摩川内市議会

議長 上野 一誠 様
(会派代表者経由)

会派の名称 市民連合
経理責任者氏名 江口 是彦



政務活動費に係る収支報告書

薩摩川内市議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、次のとおり、平成28年度政務活動費（前期）に係る収支報告書を提出します。

1 収入

政務活動費 240,000 円

2 支出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	255,881円	6/16~18茨城県つくば市・東京都 7/20~22新潟県・柏崎市
研修費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
人件費		
事務費		
合 計	255,881円	

3 残余の額

0 円

- 注1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。
- 2 領収書、活動報告書その他必要な書類を添付すること。
- 3 会派に属さない議員の場合は、「会派代表者経由」の必要はないこと。
- 4 会派に属さない議員の場合は、「会派の名称」は記入しないこと。
- 5 会派に属さない議員の場合は、「経理責任者氏名」とあるのは「議員の氏名」と読み替えること。

様式第9号（第6条関係）

平成28年11月4日

薩摩川内市議会
議長 上野 一誠 様

会派の名称 市民連合
代表者名 佃 昌樹



活動報告書

1 調査研究事業

【1回目】

(1)調査年月日

平成28年6月16日（木）～18日（土） 3日間

(2)調査参加者

江口 是彦（1名）

(3)調査先

茨城県つくば市 国土地理院

東京都 かごしま遊楽館・原子力発電環境整備機構 NUMO
原子力資料情報室・国会

(4)調査項目

- ・ 甑島の読み方を「こしきじま」から「こしきしま」へと変更するため、薩摩川内市長から提出された「地名訂正申請書」の取扱いの経過等について
- ・ これまでの地名変更に関する事例等について
- ・ 鹿児島の特産品や農産物、観光情報などの受信・発信を行っているアンテナショップの現状について
- ・ 原発再稼働の行方と増設問題の現状について
- ・ これまでに廃炉が決まった商業用原発14基の廃炉作業の原状と今後の工程見通しについて
- ・ 高レベル放射性廃棄物の最終処分の選定に関する全国説明会の状況について
- ・ 5月16日に鹿児島市で開催された説明会の内容と参加した自治体の意見等について
- ・ 毎週金曜日に行われている原発再稼働反対集会（スピーチエリア）に直接参加して、生の声を聞き、世論の動向を知る。

(5)調査の概要

別添視察報告書のとおり

【2回目】

(1)調査年月日

平成28年7月20日(水)～22日(金) 3日間

(2)調査参加者

佃 昌樹・江口 是彦(2名)

(3)調査先

新潟県防災局原子力安全対策課

柏崎市議会

(4)調査項目

- ・ 新潟県原子力技術委員会の概要と県民の受け止め方等について
- ・ 原発再稼動等について
- ・ 社会クラブ会派議員との再稼動等の意見交換

(5)調査の概要

別添視察報告書のとおり

会派視察報告書

平成28年7月28日

薩摩川内市議会
議長 上野 一誠 様

会派名 市民連合
代表者名 佃 昌樹



政務活動費による調査(研修)を実施したので、次のとおり報告します。

(1回目)

1 調査・研修 年月日

平成28年6月16日(木)～18日(土) 3日間

2 調査・研修 参加者

江口 是彦 (1名)

3 観察・調査研修先

① 茨城県つくば市 (国土地理院)

② 東京都内

- ・有楽町 (かごしま物産館) (銀座熊本館くまもとプラザ)
- ・港区芝 (原子力発電環境整備機構 NUMO)
- ・新宿区 (原子力資料情報室)
- ・永田町 (国会正門前)

4 観察・研修目的

【茨城県つくば市・国土地理院】

- ・甑島の読み方を「こしきじま」から「こしきしま」へと変更するため、薩摩川内市長から提出された「地名訂正申請書」の取り扱いの経過等について調査
- ・これまでの地名変更に関する事例等について

【有楽町かごしま遊楽館】【銀座熊本館くまもとプラザ】

- ・鹿児島の特産品や農産物、観光情報などの受信・発信をおこなっているアンテナショップの現状について
- ・近くには、隣県のアンテナショップ「銀座熊本館くまもとプラザ」があり、熊本の魅力を発信していることですので、訪ねたい。

【新宿区・原子力資料情報室】

- ・原発再稼働の行方と増設問題の現状について
- ・これまでに廃炉が決まった商業用原発14基の廃炉作業の現状と今後の工程見通しについて

【港区芝・原子力発電環境整備機構 NUMO】

- ・高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定に関する全国説明会の状況について。
- ・先日（5月16日）、鹿児島市で開催された説明会の内容と参加した自治体の意見等について。

【永田町・国会正門前】

- ・毎週金曜日に行われている原発再稼働反対集会（スピーチエリア）に直接参加して、生の声を聞き、世論の動向を知るために。

5 視察・研修の概要

【茨城県つくば市・国土地理院】

- ・3月議会一般質問で、「地名訂正申請書」が出された経緯、特に国土地理院の関わりについて、問い合わせた。また、国土地理院を直接訪ねて、調査聞き取りを行い、確認したい旨、発言した。

国土地理院基本図情報部地名情報課を訪ねたのです。

本市の企画政策課や議会事務局の取り計らいもあり、国土地理院地名情報課の課長や課長補佐の方から、長時間にわたり丁寧に説明を受けた。

詳細については省略しますが、結論的には、3月議会での企画政策部長の説明通りでありました。

地名変更について、内容的には、国土地理院としては関与してい

地名変更について、内容的には、国土地理院としては関与していない。その立場にないということです。自治体のほうで地名訂正を望む場合、申請書の様式、これは「地名訂正申請書」一つしかないそうです。

提出された内容について、理由や根拠等を国土地理院のほうから問い合わせることはないとのこと。課長いわく、出された時点で、こちら（国土地理院）の表記が間違っていたのですね。ごめんなさい。訂正の手続きを進めると言うことで、年1回、8月上旬、国土地理院と海上保安庁による地名の統一に関する連絡協議会に諮るということになるようです。

地名訂正は、あくまでも地元自治体の都合によるとの捉え方です。

国土地理院の権限に属する市町村などに対して行われる情報提供要求の法的な根拠はどうなっているのか伺いました。

その法的な根拠は、測量法の第13条にあります。「国土地理院の長は、関係行政機関、またはその他のものに対し、基本測量に関する資料または報告の提出を求めることができる」によっています。

今回、国土地理院を直接訪ねてわかったことは、「地名訂正申請書」の提出にあたっては、国土地理院と薩摩川内市の間において、地名情報のやり取り、情報の交換については、全く行われていないということです。企画政策部長が3月議会で説明されたように、ひな形の様式をいただいたて申請をしたということに過ぎないようです。

【有楽町かごしま遊楽館】【銀座熊本館くまもとプラザ】

鹿児島の特産品や農産物、観光情報などの受信・発信をおこなっているアンテナショップの現状について視察をした。

特に、鹿児島県の特産品の展示を確認し、資料などいただくことでした。

薩摩川内市の特産品は見当たらず、情報発信としてもパンフレットが置いてあるぐらいで、弱いかなとの印象を持った。

近くの銀座に熊本県のアンテナショップがあるとのことで、歩いて移動。「銀座熊本館くまもとプラザ」を訪ねる。ここの担当（次長）は、KAGOSHIMA熱湯会議の会員でもあるので、詳しく説明を受けることができた。

1階のくまもとプラザでは、熊本県の食べものはもちろんのこと、酒類、工芸品等も取り扱っている。特に生鮮野菜は自慢のようです。旬の野菜やフルーツを地元から取り寄せてているとのこと。ファンは多く、是を目当てに来られるお客様も少なくないようです。

熊本地震の復興支援のためのコーナーも設けられ、売り子パート職員も増やして対応している。義援金やふるさと基金も増えたらしい。

2階のくまもとサロン「ASOBI・Bar」は、500年の伝統を誇る球磨焼酎を、熊本ならではの郷土料理とともに楽しんでいただいているとのこと。

3階、4階は熊本県東京事務所（くまもとセールス課）となっており、Uターンアドバイザーなども常駐しているようです。

鹿児島ももっと工夫をして、鹿児島のセールスに力を入れて欲しいと思うことでした。

【港区芝・原子力発電環境整備機構 NUMO】

NUMOとは、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づき、経済産業大臣の認可法人として2000年に設立された高レベル放射性廃棄物の地層処分事業の実施主体です。

NUMOは、処分施設建設地の選定、施設の建設地層処分の実施、施設の閉鎖・閉鎖後の管理などやそれらに必要な費用の徴収なども行っています。あわせて、事業の推進に必要な技術開発なども進めています。

今年中にまとめられ、提言される予定の科学的有望地選定における要件・基準についてしつこく聞いたのですが、なかなか私には理解できませんでした。

ただ、1980年代に旧動力炉・核燃料開発事業団が良好として示したようなやり方ではなく、回避すべき範囲、回避が好ましい範囲というのを消去法で除外しながら、水面下で、自治体の担当と丁寧に接触、交流をはかりながら有望地を選定・提示していくでしょう。最終処分地の選定については、国主導で国民と自治体の理解を得るために全国各地で説明会が開催されています。

今度は三回り目、最後のとりまとめを示して、全国を回るということになるのでしょうか。見守りたいと思います。

6 所感

今回の視察は、6月議会の休会中に合間を縫って行った。3月議会で約束した「国土地理院に行って、直接聞き取り調査をしたい」を実行するため、国土地理院を、また、6月議会の一般質問で通告した「高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定に関する問題について」の調査のため、原子力発電環境整備機構・NUMO を会派を代表して江口が視察訪問することが主たる目的でありました。

・国土地理院の基本情報部地名情報課を訪ねて、「地名訂正」の進め方については、形式的というか、それぞれの個別的な事情などは考慮されていないという感じを持った。地名の呼び方については、それぞれの地域自治体の呼称を尊重するということでしょう。

今回の薩摩川内市のやり方は歴史的、文化的な経緯を無視した所業だったと思います。

そもそもなぜ変更（訂正）しなければならなかつたのか、最大の疑問であります。これからも、しつこく取り上げていきたいと思います。

・資源エネルギー庁は、「最終処分地の選定の目処が立っていない状況、福島原子力発電所の事故の状況等を踏まえ、原点に立ち返って、最終処分政策の見直しを実施」と述べているが、全くの白紙ゼロ状態です。

NUMOで、説明を受け、膨大な資料の提供を受けても、高レベル放射性廃棄物最終処分施設の立地選定をめぐる問題は困難極まる大事業であると感じた。

今年中にまとめられ、提言される予定の科学的有望地選定における要件基準については、最終のとりまとめ文書を見ないとわからないが、うまくいくとは思えません。

地震活動や地殻変動が活発な我が国においては適切な地層の選定は難しいのではないでしょうか。

(2回目)

1 調査・研修 年月日
平成28年7月20日(水)～22日(金) 3日間

2 調査・研修 参加者
佃 昌樹 江口 是彦 (2名)

3 調査研修先
① 新潟県(原子力安全対策課)
② 柏崎市

4 研修の目的・概要

【新潟県(原子力安全対策課)】

・新潟県では、県民の安全確保、環境保全、地域振興、情報公開等を課題として、原子力行政を進めている。

原子力安全対策課では、昭和58年に東京電力会社と提携した安全協定(「柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」)に基づく発電所の安全確保対策や、新潟県地域防災計画原子力対策編に基づく防災対策を実施している。

・原子力安全対策課を調査研修先にしたのは、「新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会」(以下では、技術委員会と略す)について調査する目的でありました。

・平成14年8月29日に発覚した東京電力の自主点検不正を踏まえ新潟県は安全確認を行う際の技術力向上のため、技術的な指導・助言をいただくための専門家による委員会を設置(平成15年2月5日発足)している。

委員は、柏崎刈羽原子力発電所で発生したトラブル内容を勘案し、特に原子力発電所設備に関係の深い分野の専門家9名で構成、スタート。

今後新たな事案が発生した場合は、増員することもある。と、されてきたことから、平成28年7月1日現在、16名に増えている。

- ・私たちが新潟県庁を訪問した日は、知事は福島原子力発電所の視察に出かけて留守。
- ・原子力安全対策課で「技術委員会」の今日的課題について、聞き取り調査を行った。
- ・直近の「技術委員会」で議論されたのは、不適切なケーブル布設問題とメルトダウン判断基準を記したマニュアルがあつたことを5年間伏せてきた問題。

前者は、中央操作室のケーブル分離板が倒れて判明。何かトラブルが起こって初めて不適切な施工であったことが明らかになる、っていうのは、膨大な数の設備、機器、配管からなる巨大な原発システムにおいて、設計通りに施工されていれば問題ないとして、現場のチェックを受けずに審査に合格するという原発の審査システムの大きな欠陥であることが指摘されている。

二つ目の課題は、5年間、よくぞ県技術委員会を欺いてきたものだとのことです。メルトダウンの判断基準が書き込まれたマニュアルが存在したということと、それを無視して事故対応するとともに広報してきたことは、被爆を増大させた大きな要因と断じている。

- ・委員である立石雅昭氏（新潟大学名誉教授・地質学、堆積学）は、「二つの問題は、東電には原発を動かす能力も資格もないと言わざるを得ない」と断じている。
- ・この問題は、東電だけでなく、その審査に当たってきた原子力安全委員会やマニュアル作成を指導した国の怠慢も大きな問題であると指摘している。
- ・県原子力安全対策課のホームページに、立石雅昭委員提供の「事故の検証課題4『メルトダウン等情報発信のあり方』に関する新しい事実—原子力災害対策マニュアルに炉心溶融判断基準の明記に対する意見」がアップされているとのこと。後で、読んでみることにする。
- ・現在、新潟県技術委員会のみが原発事故を検証し、原子力規制委員会は何も動いていないように思われる。

【柏崎議会・社会クラブ会派議員との意見交換会】

新潟県原子力安全対策課での研修を終えた後、柏崎議會議員の案内により、柏崎刈羽原子力発電所の現地を視察することができた。

柏崎刈羽原子力発電所は、新潟県の柏崎市と刈羽村にまたがって位置し、敷地の大きさは、海外線に沿って訳。3. 2 km、陸側に約1. 4 km。敷地面積は約420万m²（柏崎市：約310万m²、刈羽村：約110万m²）となっている。合計7つの発電施設があり、総出力は821万2千kWです。

発電所に隣接して、多くの人家があり、川内原発の現地としたら目の前に立地している感じがしました。

柏崎議会の社会クラブ会派議員との意見交換会・懇親会では、

- ①原子力発電その経過と概要（柏崎市・平成28年3月発行）
 - ②原子力災害に備えた柏崎市広域避難計画（平成27年12月刊）
 - ③柏崎市防災ガイドブック原子力災害編（平成28年3月発行）
- の冊子・資料を頂くことでした。

5 所感

私たち二人の議員は、最後の議会となる9月議会で研修・視察で学んだことを活かしていきたいと貪欲に資料など収集することでした。

メルトダウン判断基準を記したマニュアルがあったことを5年間伏せてきた問題は、新潟県の「技術委員会」で指摘されて明らかになつたってことでしょう。東電には、原発を動かす能力も資格もないと改めて強く認識しました。

川内原発の問題についても、これからも粘り強く問い合わせ、市民とともに広く議論をしなければならないと思ったことです。